

改定後	改定前
<p>第34条（カードショッピング）</p> <p>1. 利用可能な加盟店等</p> <p>使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。但し、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上傳票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。なお、①乃至③の加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は<u>事業費決済とし、営業のため又は営業として行われるものに限られるもの</u>とします。</p>	<p>第34条（カードショッピング）</p> <p>1. 利用可能な加盟店等</p> <p>使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。但し、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上傳票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。なお、①乃至③の加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は<u>事業費決済のみ</u>とします。</p>
<p>第2条（個人情報情報機関への登録・利用） （略）</p> <p><提携個人情報機関の名称・電話番号> （略）</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p>	<p>第2条（個人情報情報機関への登録・利用） （略）</p> <p><提携個人情報機関の名称・電話番号> （略）</p> <p>※<u>株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構並びに上記提携個人情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。</u></p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p>